

申 立 書

年 月 日

嵐山町長 様

所有者 住 所
氏 名

このたび、私が建築し、又は取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

記

1. 家屋の表示 所在地

家屋番号

2. 入居予定年月日 年 月 日

3. 現在の家屋の処分方法等

イ 売 却 ロ 賃 貸 ハ 現在の家屋に証明申請者の親族等が居住
ニ 現在の家屋が借家・社宅・寄宿舍・寮等
ホ その他（

4. 入居が登記の後になる理由

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、税額の追徴を受けても意義ありません

現在住んでいる家屋の処分方法を確認できる書類について

証明書申請の時点で、住所がまだ申請する家屋に移っていない場合は、申立書の他に下記の現在住んでいる家屋の処分方法を確認できる書類が必要になります。

イ 現在住んでいる家屋を所有しているが、売却する場合

現在住んでいる家屋の売買(予約)契約書、または媒介契約書等、売却することを証する書類。

ロ 現在住んでいる家屋は賃貸する場合

現在住んでいる家屋の賃貸借契約(予約)書、または媒介契約書等、賃貸することを証する書類。

ハ 現在住んでいる家屋が借家・借間・社宅・寄宿舍・寮等の場合

証明申請者と家主の間の賃貸借契約書、使用許可証または家主の証明書等、現在住んでいる家屋が当該証明申請者の所有する家屋ではないことを証する書類。

ニ その他(現在住んでいる家屋に証明申請者の親族が住んでいる場合等)

当該親族による、証明申請者が今後居住しないことを申し立てる申立書等、現在住んでいる家屋が、今後当該証明申請者の居住の用に供されるものではないことを証する書類。